

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 3月11日

照会部署名 新潟東年金事務所

厚生年金適用調査課

照会担当者 (課員) 田中 亮太

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

[業務実施部署の長の確認] 海津

(案件)

(受付番号) No. 2010-375	(代表) 取締役の被保険者資格について
------------------------	---------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

(受付番号) No. 2010-214 「代表取締役の被保険者資格について
の【1に対する見解】について

【1に対する見解】中、「平成21年8月分より無報酬となるのであれば、その時点から、代表取締役は労務を提供しているものの、労務の対償として報酬を受けている者、又は、その対価としてその報酬を受ける関係にあるものであるとは解すことができず、「その事業所に使用されなくなったとき」と解したうえで、被保険者の資格は平成21年8月1日に喪失すべきである」とあります。

例えば、平成21年8月1日より無報酬とすることを、平成21年8月15日に株主総会や取締役会で遡及して議決した場合、資格喪失年月日は平成21年8月1日として取扱うのでしょうか。それとも株主総会や取締役会で議決した平成21年8月15日の翌日である平成21年8月16日として取扱うのでしょうか。

ご回答をお願いいたします。

(回答)

ご照会の事例については、平成21年8月1日から無報酬となったことが、取締役会等の議決によって確認できるのであれば、平成21年8月1日とするのが妥当であろう。

ただし、保険料を逃れるため遡って議決したものと疑われる場合は、注意すべきであり、この場合は、調査等を実施して実態を確認し判断する必要がある。

回答日	平成22年 5月 7日
回答部署名	厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者	(役職名) 渕 康幸
連絡先	[REDACTED]
メールアドレス	[REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----